

景観アドバイザー派遣 留意事項

以下を御確認の上、要望調査票を御提出ください。

<input type="checkbox"/>	<p>【派遣対象】</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村，地域づくり団体，公共的団体及び県の機関に対して，景観アドバイザーを派遣します。・公共性のない個人や企業等については，派遣の対象となりませんので，御了承ください。
<input type="checkbox"/>	<p>【派遣が可能な事例】</p> <p>景観アドバイザーは，地域の特性を生かした景観づくりを支援するため，景観形成に係る助言・指導を行います。</p> <p>具体的には，次のような場合に派遣が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none">・公共事業における景観への配慮等について・商店街の景観に関するイメージ統一など，景観を生かしたまちづくり等について・地域の植生を生かした景観づくりを図る観点から，植栽整備等について・地域の景観資源の保存方法や，イベントへの活用方法について・地域づくりや景観づくりに係るシンポジウム等への派遣（例：パネリスト）・市町村の特徴を生かした景観計画の策定，景観を活用したまちづくり等について <div data-bbox="539 1122 1410 1317" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>※過去派遣内容等，詳しくは，鹿児島県 HP へ 「鹿児島県 景観アドバイザー制度」で検索</p></div>
<input type="checkbox"/>	<p>別紙「手続きの流れ」を必ず御確認ください。</p>
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none">・ <u>7月～3月にかけて派遣を行います。</u>・ <u>1回1名，1年度内4回を限度として派遣します。</u> なお，シンポジウムの開催その他景観形成の普及・啓発等については，1回3名，1年内1回を限度として派遣します。・ 他団体からの要望状況によっては，派遣回数，派遣時間を調整させていただく場合がございます。<u>1回当たりの派遣時間は，なるべく2時間以内</u>をお願いします。・ <u>派遣に要する経費（旅費，報償費）は，予算の範囲内で県が負担します。</u> 令和8年度予算案については協議中のため（3月時点），派遣の実施について変更が生じる可能性があります。・ 現地におけるアドバイザーの移動手段が確保できない場合には，送迎をお願いします。